

1. 基本構成

1. 耳鼻科関連 一式

1-1 耳鼻科診療ユニット	2台
1-2 手術用双眼顕微鏡	1台
1-3 オーディオメータ	1台

2. 基本仕様

(性能・機能に関する要件)

1.	耳鼻科 一式は、以下の要件を満たすこと。
1-1	耳鼻科診療ユニットは、以下の要件を満たすこと。
1-1-1	外形寸法は、幅850mm×奥行700mm×高さ850mm以内であること。
1-1-2	電源は、AC100V、50/60Hzで消費電力は、1,500VA以下であること。
1-1-3	質量は、約120kg以下であること。
1-1-4	吸引装置、通気装置、防曇装置を搭載していること。
1-1-5	スプレー基部、嘴管、薬瓶は、オートクレーブ滅菌が可能で、再利用が可能であること。
1-1-6	スプレーは、ノズルに触れる事がなく交換が可能であること。あた、現在当院で使用しているスプレーも使用が可能であること。
1-1-7	オイルフリーの吸引ポンプとコンプレッサーはアンローダ機能を内蔵し、シリコーンゲル防振材を使用し防振対策が施されていること。
1-1-8	ユニット本体から吸引ポンプを分離して設置する構造であること。
1-1-9	スプレー・通気装置用のステンレス製蓄圧エアータンクを有すること。
1-1-10	防曇装置は、熱風式の温度過昇防止装置を有すること。
1-1-11	支柱は、ステンレス製でΦ50mmであること。
1-1-12	耳鼻科用診療治療椅子を接続して操作が可能なパネルスイッチを搭載していること。

- 1-2 手術用双眼顕微鏡は、以下の要件を満たすこと。
- 1-2-1 1-1耳鼻科診療ユニットの支柱に取り付けが可能であること。
- 1-2-2 変倍機構は、手動3変倍であること。
- 1-2-3 両手ハンドルグリップを有すること。
- 1-2-4 光源装置を有し、LED光源であること。
- 1-2-5 光源装置のON・OFFは、1-1耳鼻科診療ユニットパネルスイッチで操作が可能であること。
- 1-2-6 光源装置は、光量を調整が可能であること。

- 1-3 オーディオメータは、以下の要件を満たすこと。
- 1-3-1 外形寸法は、幅400mm×奥行400mm×高さ300mm以内であること。
- 1-3-2 電源は、AC100V、50/60Hzで消費電力は、100VA以下であること。
- 1-3-3 質量は、約6.0kg以下であること。
- 1-3-4 検査項目は、標準純音聴力検査、選別検査、閾値上聴力検査、自記オーディオメトリー、語音聴力検査が可能とする。
- 1-3-5 標準純音聴力検査は、診断用の他、健診用聴力検査も可能であること。また、診断用、健診用ともに自動聴力検査が可能であること。
- 1-3-6 標準純音聴力検査は、検査結果をオーディオグラムで表示すること。また、自動マスクング機能として自動プラトー法および固定マスクング法を搭載すること。
- 1-3-7 気導純音聴力検査機能を搭載し、検査結果を閾値テーブルに数値(dB)で表示、記録が可能であること。
- 1-3-8 選別検査機能は、検査結果を○(Pass)または、×(Refer)で表示すること。
- 1-3-9 閾値上聴力検査は、SISI検査とABLB検査が可能であること。
- 1-3-10 自記オーディオメトリーは、TTS検査と固定周波数自記検査が可能であること。
- 1-3-11 語音聴力検査については、外部入力装置の音源のみ使用可能であること。
- 1-3-12 検査結果は、7インチ以上のカラー液晶ディスプレイ(タッチパネル機能付き)による表示と内蔵の感熱プリンタによる出力が可能であること。
- 1-3-13 インターフェースは、RS-232CとLANを有すること。

1-3-14 当院指定の健診システムと接続し、動作確認を行うこと。

(性能、機能以外の要件)

2. 搬入・設置条件及び調整等に関しては、以下の要件を満たすこと。

- 2-1 機器搬入及び据え付けにあたっては、スケジュール表を事前に提出し、当院担当者に承認を得るものとする。又、別途指示があった場合はその指示に従うこと。
- 2-2 調達物品の設置にあたっては、当院の設置条件に照らし合わせて、電気（分電盤）容量、建築基準、消防法等関連法規に抵触しないよう予め確認すること。
- 2-3 落札後、機器設置に際して一次側設備に変更・追加が必要な場合には、必要書類を速やかに提出するとともに、当院担当者、工事監督員、設計監理者及び施工業者との連携を密にし、機器設置（導入）に係わる必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。
- 2-4 取り付け及び付帯など二次側工事については、落札業者の負担とする。
- 2-5 入据付に際し、建物等に損害を与えた場合、或いは汚した場合は、速やかに当院担当者に報告し自己の責任において現状復帰、清掃を行いその承諾を得ること。
- 2-6 搬入、据付、調整、テスト稼働については、診療業務に支障をきたさないよう落札業者が当院担当者と協議の上、その指示を受けること。
- 2-7 機器搬入にあたっては、その搬入経路の壁・床等必要な個所の養生等を施すこと。又、別途指示のあった場合はその指示に従うこと。

3. サービス体制・保守体制に関しては、以下の要件を満たすこと。

- 3-1 本装置の円滑な運用を実現するための点検、調整および技術的サポートを行える体制を有すること。
- 3-2 通常使用による故障については、納入後1年間は無償補償に応じること。
- 3-3 障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明すること。
- 3-4 事故・問題が発生した場合は、当院へ速やかに報告し対応すること。

4. 導入に伴う稼働準備及び運用・教育体制に関しては、以下の要件を満たすこと。

- 4-1 機器の納品検収後、当院関係職員に対して使用説明及び訓練を実施し、その技術を習得できるよう十分な指導をすること。

- 4-2 機器稼働時に技術者を派遣立会いさせ、機器の稼働性能を確認するとともに病院関係職員の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、当院担当者と協議すること。

5. その他

- 5-1 納入期限内に当院が指定した場所に設置し、安定した稼働が可能であること。
- 5-2 調達物品の規格、寸法等の仕様がわかるものを提出すること。
- 5-3 調達物品の取扱については、当院関係職員に対して十分な説明を行うこと。
- 5-4 日本語の取扱マニュアルを紙媒体または電子媒体にて提出すること。